

参考資料

1. 加東市環境基本計画及び行動方針の検討経過

- 加東市環境市民会議の経過
- 加東市環境市民会議委員
- 加東市環境審議会、環境基本計画策定委員会、検討委員会、ワーキング委員会の経過
- 市役所各課のヒアリングの経過
- 加東市環境基本計画策定委員会、検討委員会、検討ワーキング部会委員構成

2. 用語解説

参考資料 1：加東市環境基本計画及び行動方針の検討経過

■加東市環境市民会議の経過

回	開催日	内 容
第 1 回	平成21年 9月29日(火)	環境基本計画の策定について
第 2 回	平成21年10月20日(火)	地球温暖化に関する検討と意見交換
第 3 回	平成21年11月17日(火)	生物多様性、自然環境に関する検討と意見交換
第 4 回	平成21年12月19日(土)	第1回環境まちづくり会議 「加東市のこれからの環境を考える」
第 5 回	平成22年 1月12日(火)	循環型社会、ゴミ問題等に関する検討と意見交換
第 6 回	平成22年 2月 9日(火)	ワークショップ:「地域の現状や問題を確認してみる」
第 7 回	平成22年 3月 2日(火)	ワークショップ:「地域環境評価シートの作成」
第 8 回	平成22年 4月 6日(火)	ワークショップ:「加東市の環境像を考える」
第 9 回	平成22年 5月11日(火)	ワークショップ:「環境像実現のための取り組み1」
第10回	平成22年 6月 8日(火)	ワークショップ:「環境像実現のための取り組み2」
第11回	平成22年 7月 6日(火)	ワークショップ:「率先して取り組む内容の検討1」
第12回	平成22年 8月10日(火)	ワークショップ:「率先して取り組む内容の検討2」
第13回	平成22年 9月 7日(火)	ワークショップ:「率先して取り組む内容の検討3」
第14回	平成22年10月 5日(火)	市民・事業者の行動方針の内容確認
第15回	平成22年11月13日(土)	第2回環境まちづくり会議 「計画策定後の地域主体の環境づくり」
第16回	平成22年12月 7日(火)	計画実行のための組織・体制づくり
第17回	平成23年 1月13日(木)	加東市における活動団体の必要性和今後の方向性
第18回	平成23年 2月10日(木)	加東市環境基本計画及び行動方針(案)の最終確認
第19回	平成23年 3月21日(祝)	第3回環境まちづくり会議 「これからの加東市を“環境への取り組みと経済効果”から考える」

■加東市環境市民会議委員

氏名	所属	種別
竹村 厚司	兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教授	学識経験者
岸本 清明	加東市立東条西小学校教諭	学識経験者
藤原 康子	加東市地球温暖化防止推進委員 (平成22年4月より)	学識経験者
山口 広子	加東市地球温暖化防止推進委員 (平成22年3月まで)	学識経験者
森本 佳幸	区長会代表区長(社地域) (平成22年4月より)	区長会(地域団体)
伊藤 忠義	区長会代表区長(社地域) (平成22年3月まで)	区長会(地域団体)
丸山 保夫	区長会代表区長(滝野地域) (平成22年4月より)	区長会(地域団体)
藤本 武志	区長会代表区長(滝野地域) (平成22年3月まで)	区長会(地域団体)
鈴木 功	区長会代表区長(東条地域) (平成22年4月より)	区長会(地域団体)
水口 逸男	区長会代表区長(東条地域) (平成22年3月まで)	区長会(地域団体)
竹内 正子	加東市消費者協会	消協(地域団体)
阿江 洋和	加東市商工会青年部	商工会(事業者)
梶原 一晃	加東市商工会青年部	商工会(事業者)
安達 廣子	加東市商工会女性部	商工会(事業者)
佐々木正利	ひろのが丘パークゴルフ同好会役員	活動者(地域団体)
後藤 正実	イオンリテール(株)ジャスコ社店人事総務課長 (平成22年4月より)	企業(事業者)
西川 高広	イオンリテール(株)ジャスコ社店副店長 (平成22年3月まで)	企業(事業者)
藤井 俊宏	パナソニックエコテクノロジーセンター(株) 管理部	企業(事業者)
弘中 和夫	積水ハウス(株)兵庫工場 工場長	企業(事業者)
石田れい子	一般公募市民	市民(公募市民)
井上 綾乃	一般公募市民	市民(公募市民)
小林 隆造	一般公募市民	市民(公募市民)
近松 照芳	一般公募市民	市民(公募市民)
芹生 強	選任(一般市民)	市民(推薦)
浮村 俊夫	(株)宮下木材 社長	企業(事業者)
平川 米一	選任(一般市民)	市民(活動者)
山本 佳典	選任(歴史民俗研究会)	活動者(地域団体)

■加東市環境審議会、環境基本計画策定委員会、検討委員会、ワーキング委員会の経過

回	開催日	内 容
	平成21年 5月19日(火)	加東市環境審議会 加東市環境基本計画の策定について(報告)
第 1 回	平成21年12月19日(土)	第1回環境まちづくり会議 「加東市のこれからの環境を考える」
第 2 回	平成22年 4月 8日(木)	検討委員会・ワーキング委員会共催(第1回) 庁内各課の環境配慮施策について
第 3 回	平成22年 6月 3日(木)	検討委員会・ワーキング委員会共催(第2回) 今後取り組む環境配慮施策について
第 4 回	平成22年 9月 2日(木)	検討委員会・ワーキング委員会共催(第3回) 環境基本計画及び行動方針骨子の検討
第 5 回	平成22年10月14日(木)	検討委員会・ワーキング委員会共催(第4回) 環境基本計画及び行動方針(素案)の確認
第 6 回	平成22年11月13日(土)	第2回環境まちづくり会議 「計画策定後の地域主体の環境づくり」
第 7 回	平成22年11月16日(火)	策定委員会(第1回)
	平成22年12月28日(火)	加東市環境審議会 加東市環境基本計画の策定状況について(報告)
	平成22年12月28日(火)~平成23年1月31日(月)	パブリックコメント実施
第 8 回	平成23年 1月18日(火)	策定委員会(第2回)
第 9 回	平成23年 2月22日(火)	策定委員会(第3回)
	平成23年 2月25日(金)	加東市環境審議会 加東市環境基本計画の策定について(諮問、答申)
第10回	平成23年 3月21日(祝)	第3回環境まちづくり会議 「これからの加東市を“環境への取り組みと経済効果”から考える」

■市役所各課のヒアリングの経過

場 所	開催日	内 容
東条庁舎	平成22年10月21日(木)	上下水道部 管理課、工務課 地域整備部 農林課、農村整備課 農業委員会、地域振興課
社 庁 舎	平成22年10月22日(金)	議会事務局 議会事務局 企 画 部 企画政策課、秘書課 地域情報センター 総 務 部 総務課、財政課、税務課 市民安全部 市民課・防災課(合同)、健康課 福 祉 部 社会福祉課、社会福祉協議会 高齢介護課、子育て支援課
滝野庁舎	平成22年10月25日(月)	建 設 部 建設総務課、土木課 都市整備課 市民安全部 保険・医療課 教育委員会 教育総務課・学校教育課(合同) 生涯学習課、人権教育課
出先機関	平成22年10月26日(火)	消 防 本 部 総務課(本部代表) 市 民 病 院 管理課・ケアホームかとう(合同) 教育委員会 中央図書館 文 化 財 団 文化財団

■加東市環境基本計画策定委員会、検討委員会、検討ワーキング部会委員構成

部 課 名		策定委員会 (部長級)	検討委員会 (課長級)	ワーキング委員会 (副課長・主幹等)
議 会 事 務 局		○	○	○
企 画 部	企画政策課	○	○	○
	秘書課	○	○	○
	地域情報センター		○	○
総 務 部	総務課	○	○	○
	財務化		○	○
	税務課		○	○
市民安全部	市民課	○	○	○
	保険・医療課		○	○
	生活課		○	○
	健康課		○	○
	防災課		○	○
福 祉 部	社会福祉課	○	○	○
	(社会福祉協議会)		○	○
	高齢介護課		○	○
	子育て支援課		○	○
地域整備部	農林課	○	○	○
	農村整備課		○	○
	(農業委員会事務局)		○	○
	地域振興課		○	○
建 設 部	建設総務課	○	○	○
	土木課	○	○	○
	都市整備課		○	○
上下水道部	管理課	○	○	○
	工務課		○	○
会 計 課		○	○	○
委 員 会 事 務 局			○	○
教育委員会	教育総務課	○	○	○
	学校教育課		○	○
	生涯学習課		○	○
	(加東市文化振興財団)		○	○
	人権教育課		○	○
	中央図書館		○	○
市民病院	医事課	○	○	
	管理課		○	○
	ケアホームかとう		○	○
消 防 本 部	総務課	○	○	○
	警防課		○	
	予防課		○	

【アルファベット表記】

BDF (バイオディーゼル燃料) :

植物性油や動物性油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料。Bio Diesel Fuel、BDF、また単にバイオディーゼルと呼ばれる場合もある。種類としては、現在実用化が進んでいる脂肪酸メチルエステルのほか、脂肪酸エチルエステル、炭化水素油、油脂(トリグリセライド)なども含まれる。軽油に一定の割合で混合して用いるほか、バイオディーゼル燃料 100%で使用することもできる。しかしながら、現在の軽油使用を前提として生産されている一般のディーゼル車では、この燃料を用いる場合、燃料品質の劣化や燃料系統での目詰まりなどによるエンジンの不具合を懸念する指摘もある。2008年1月の「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」では、軽油にバイオディーゼル燃料を混合する場合の燃料性状を規定している。ヨーロッパでは税制上の優遇措置などの推進政策により、主に菜種を原料とした新油からの生産が普及してきている。また、アメリカでは主として大豆の新油から生産されている。一方わが国では、回収した廃食用油からの生産が中心となっており、量的には欧米に比べるとごく少量にとどまっている。

CATV :

有線テレビ(ケーブルテレビ)のこと。山間部や離島など難視聴地域へ向けに行うために開発された。通信ケーブルが各家庭まで敷設されており、多チャンネル・双方向のテレビ放送を行うシステム。

FSC 認証 :

Forest Steward Council(森林管理協議会)が認証した木材を使用した製品で、木材原産地などの流通経路が明確化したもの。

ICT :

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) :

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画(UNEP)及び世界気象機関(WMO)の共催により1988年11月に設置されたもの。

温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。1990年8月には第一次評価報告書(FAR)を、1995年に温暖化の予測、影響、対策を網羅する総合的な評価を第2次評価報告書(SAR)として取りまとめた。さらに2001年には、第3次評価報告書(TAR)を発表している。

PDCA サイクル :

Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(是正)を意味し、品質向上のための体系的考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単にPDCAという場合もある。

管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうと

するものである。

この考え方は、ISO9000やISO14000のマネジメントシステムに採用されているほか、種々のシステムの維持、改善に共通に通用することから食品の安全を図るためのHACCP(危険地点管理統合評価)システムなどにも採用されている。

VOC :

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。

【あ】

エコアクション 21 :

環境省が策定した中小事業者などでも容易に取り組める環境マネジメントシステムのこと。ISO14001をベースとしつつ、取り組みやすいシステムであるため簡易版ISOとも言われている。審査登録費用もISO14001より低く設定され、二酸化炭素、廃棄物、水使用量の削減や環境活動レポートの作成・公表が必要事項となる。この取り組みを行った事業者が、外部の審査を受け、認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っている事業者として登録される。

エコドライブ :

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。

主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エコマーク :

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。

ISOの規格(ISO14024)に則った日本で唯一のタイプI環境ラベル制度で、消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートした。

メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。

エコマークの許可された商品は、100%古紙のトイレトーパーパーや流しの三角コーナー用の漉紙など、2003年9月現在、59類型で5,618製品(認定企業数は1,902社)にのぼる。

同様の制度として、ドイツのブルーエンジェル、カナダの環境チョイスプログラム、北欧のノルディック・スワンなどが有名。このほかにも、EU、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、インド、タイなどでも導入されている。

エコラベル商品 :

(財)日本環境協会が、身の回りにある様々な商品の中で、環境負荷が少ないなど環境保全に役立つと認められる商品選択につけられるマークで、消費者のみなさんがこのマークを見て、暮らしと環境の関わりを考えたり、環境にやさしい商品選択に役立てていただいたりすることを目的としたもの。

温室効果ガス :

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温

室効果ガスという。

温室効果ガスにより地球の平均気温は約 15℃に保たれているが、仮にこのガスがないと -18℃になってしまう。

産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。97 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF6 が削減対象の温室効果ガスと定められた。

温度差エネルギー：

新エネルギーの一つで年間を通じて温度差の少ない河川水や地下水、外気や大気中の温度差を利用してヒートポンプ原理を用いて冷暖房などを行う技術で、未利用エネルギーとも言われている。

【か】

改正省エネ法：

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門と家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的に、平成 20 年 5 月に改正されたもの。

外来生物：

もともとその地域にしか生息していなかったのに、他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。本来の生態系を脅かし、農業、林業などにも影響を与える。国際化の進展により海外との交流が活発化し、近年、外来生物の被害が数多く発生している。

環境基準：

環境基準法に基づいて、国が定める環境保全上の目標のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染、騒音及びダイオキシン類について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準が設定されている。

環境基本法：

それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。環境省所管。基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

環境保全活動・環境教育推進法（環境の保全のための意欲の増進及び環境教育に関する法律）：

国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるために、環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報の提供などを定めた法律。

環境マネジメントシステム（環境管理システム）：

環境管理とは、事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・

実行・評価することであり、(1) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。

欧米の企業では、従来からの社会監査の流れを汲んで、1970年代から環境管理、環境監査についての取組が始められた。

イギリスにはBS7750、欧州連合にはEMAS（Eco-Management and Audit Scheme 環境管理・監査スキーム）と呼ばれる規格がある。世界共通の規格等を設定する非政府間国際機関であるISO（国際標準化機構）は、環境管理に関する規格としてISO14000シリーズを定めた。14001及び14004が環境マネジメントシステムに関するものであり、14010が環境監査、20台が環境ラベル、30台が環境パフォーマンス、40台がライフサイクルアセスメント、50が用語と定義等となっている。

気候変動枠組条約：

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1992年に開催されたリオの地球サミットにおいて採択され、1994年3月発効。日本は、1992年に署名、1993年に批准。2002年12月現在の締約国数は、187カ国+EC。条約事務局はドイツのボンにある。

条約においては、1) 締約国の共通だが差異のある責任、2) 開発途上締約国等の国別事情の勘案、3) 速やかかつ有効な予防措置の実施等の原則のもと、先進締約国に対し温室効果ガス削減のための政策の実施等の義務が課せられている。気候変動枠組条約の交渉会議には、最高意思決定機関である締約国会議（COP）の他、2つの常設の補助機関（SB）である、(1) 実施に関する補助機関（SBI）と、(2) 科学的、技術的な助言に関する補助機関（SBSTA）がある。

貴重種：

一般的には、固有性、希少性、脆弱性や学術上の重要性からみて貴重と考えられる生物種を指す。

グリーン購入：

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、2001年には国等によるグリーン調達を定めるグリーン購入法が制定されている。

GPNでは、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

グリーンマーク商品：

（財）古紙再生促進センターが制定したマークで、古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収等の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印としたもの。

公害：

企業などが自然環境を汚すことによって、地域住民の健康や生活環境を妨げることをいう。大気汚染、水質汚染、土壌汚染、地盤沈下、騒音、悪臭、振動を典型七公害というが、近年では光害や日照に係る被害を含めて公害とすることが多い。

【さ】

里山：

集落、人里に接した山、あるいはそのような地形で、人間の影響を受けた生態系が存在している場所。近年、自然とのふれあいを求める場や生物多様性の確保の場として注目され、各地で保全活動が行われている。

自然エネルギー：

自然現象としてのエネルギーを取り出して利用するエネルギーで、いわゆる新エネルギーに含まれる。有限で枯渇性の石油・石炭などの化石燃料などとは対称的に、資源枯渇のおそれがないという意味を含めた「再生可能エネルギー」の主要な要素を占める。具体的には、太陽光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差などから取り出すエネルギー利用のこと。

化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きい。自然エネルギーは、こうした負荷を低減するクリーンエネルギーとも見なされ、環境対策やエネルギー政策の一環として利用技術の開発が注目されている。一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれものではないなどの欠点もある。

日本では、1999 年末に超党派で構成する「自然エネルギー促進議員連盟」が発足、「自然エネルギー発電の促進に関する法律」案を作成し、提案したが審議未了、廃案になった。同法案では、自然エネルギー発電供給促進計画の毎年の作成を一般電気事業者（電力会社）に課し、届け出を行い、達成度合いについても報告することになっている。そのご同法案の一部を生かした新エネ特措法ができています。

循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）：

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが求められている。これらを背景に、循環型社会の形成を推進する法律。

3R [スリーアール]（リデュース・リユース・リサイクル）：

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分と定めている。3R に「リフューズ（Refuse=ごみになるものを買わない）」を加えて「4R」、さらに「リペア（Repair=修理して使う）」を加えて「5R」という場合もある。

生物多様性基本法：

「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律として、議員立法により2008年5月28日に成立、6月6日に公布された。「環境基本法」の下位法として位置付けられる基本法で、生物多様性に関する個別法に対しては上位法として枠組みを示す役割を果たす。

生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を示すとともに、これまで生物多様性条約に定められた締約国の義務に則り閣議決定等により三次にわたり策定されてきた「生物多様性国家戦略」が、法律に基づく戦略として位置付けられた。同時に、「生物多様性地域戦略」として地方自治体に対しても戦略策定に向けての努力規定が置かれている。「基本的施策」の中では、「事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進（第25条）」として、いわゆる戦略的環境アセスメントの推進のための措置を国が講ずることが明記されたことが特筆される。

生物多様性条約：

1992年にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された条約のひとつで、正式名称は「生物の多様性に関する条約」。翌1993年発効。この条約では、生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。

締約国に対し、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分を求めている。また、生物多様性に悪影響を及ぼすおそれのあるバイオテクノロジーによって改変された生物（LMO/GMO）の移送、取り扱い、利用の手続き等については、カルタヘナ議定書が採択されている。

日本は1992年に署名、翌年加盟（受諾）。2006年2月現在で188ヶ国が加盟している。条約事務局はカナダのモントリオールにある。

絶滅危惧種：

地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、絶滅の危機にある生物のこと。環境省では、そのような動植物をリストアップし「レッドリスト」を作成、それにもとづいて「レッドデータブック」を編集して、絶滅危惧種の保護を推進している。

ゼロエミッション：

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

1994年に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。

具体的には、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げて廃棄物の発生量を減らしたり、廃棄物を徹底的にリサイクルする。国内では、環境管理の国際規格ISO14001の普及や埋め立て処分費用の上昇とあいまって、工場のゼロエミッションに取り組む企業が増えている。

循環型社会形成推進基本法：

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として2000年制定。環境省所管。

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的で以下の特徴を持つ。(1) 循環型社会の定義を明らかにした、(2) 廃棄物や生産活動で排出される不要物などのうち、売れるか売れないかに関わらず、再び利用できるものを「循環資源」と定義（廃棄物処理法は廃棄物を「売れないもの」と定義している）し、循環資源の再使用やリサイクル推進を定めた、(3) 廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にした、(4) 廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制（ごみを出さない）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分 と定めた。
同法は基本法であり、政策の基本的方向を示すものである。

【た】

ダイオキシン類：

塩素を含む有害な有機化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。

人間の体内には、食物や呼吸を通じて入り、肝臓や脳細胞などに蓄積しやすく、発がん性、催奇形性などの毒性がある。発生源は、ごみ焼却施設、農業など。

地球温暖化対策の推進に関する法律：

地球温暖化対策推進法は、1998年10月2日の参議院本会議で可決され、10月9日に公布された。

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。

温暖化防止を目的とし、議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしたものである。

地球温暖化防止対策地域推進計画：

地球温暖化対策法に規定された各自治体の地球温暖化防止施策のマスタープラン。

例えば、兵庫県では、1996年3月に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、地域からの温暖化防止対策に取り組んできたが、地球温暖化防止京都会議（COP3）において、2000年以降の温室効果ガス排出量の削減目標等が定められたことから、県民・事業者・行政の具体的な行動プランを策定し、兵庫県地球温暖化防止地域推進計画を見直し、自然・未利用エネルギーの活用等の促進方を盛り込んだ、新たな地球温暖化防止推進計画の策定に今年度より着手している。

一方、アイドリングストップ運動の推進、低公害車や低NOx車導入促進のための助成・啓発事業も実施している。

神戸市が2000年3月にまとめた「地球温暖化防止地域推進計画」では、貨物車交通量を8%削減、太陽発電を新築の1割に導入、太陽熱温水器を新築の4割に導入、暖房はいつも3度低く、冷房はいつも2度高く、テレビは1時間半短く、シャワーは5分短くなどの対策が盛り込まれている。

地産地消：

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。1980年代初頭に農林水産省が生活改善運動を進めるなかで用いた言葉とされている。当時、栄養不足の改善に向けた不足栄養素等の

地域生産奨励運動とともに、余剰米の削減に向けた減反政策促進の一環などとして推し進められたことに端を発する。

近年になって、食品に対する安全・安心志向の高まりや食料輸送等による環境負荷の軽減（フードマイレージの低減）など面で注目されるようになり、当初の意味合いとは異なって伝統的な農産物や食文化の復権といった意味合いで用いられるようになってきている。土地の食材がそこに住む人の健康にとってよいという「身土不二」の思想や、イタリアの食文化保存・復権運動であるスローフード運動などと関連して用いられることも多い。

農水省では、2005年度より地産地消推進検討会の開催や地産地消推進行動計画の策定促進などを通じて、各地で広がる地産地消運動の側面支援等を行っている。

低公害車：

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車の4種類が一般的に低公害車と呼ばれているが、ガソリン車のうち一定の基準を満たした「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車と呼ぶこともある。

【な】

農地・水・環境保全向上対策：

農業生産の基礎となる農地や農業用水をはじめ、農村の環境や美しい景観を、地域ぐるみで守り支えていく活動を支援する制度で、平成19年度から始まった。活動地域は農振農用地内が原則で、活動組織に対して助成金が交付される。

野焼き：

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことで、原則として禁止されている。地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど「野焼き」に該当するものと考えられる。ただし、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない事として行われる廃棄物の焼却などについては、例外的に認められている。

【な】

バイオマス：

もともと生物（bio）の量（mass）のことだが、今日では再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源（化石燃料は除く）のことをいう。基本的には、草食動物の排泄物も含め、一年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものこと。

ビオトープ：

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

富栄養化現象：

生活排水などが湖沼・河川などへ流れ込むことによって窒素、リンなどの栄養塩類の濃度が高まること。これにより植物プランクトンが異常繁殖したり、酸素が不足して魚や貝類が死んだりすることもある。極端な場合は赤潮などを引き起こす。

【ま】

緑のカーテン：

「緑のカーテン」とは、ツル性植物で建物の窓辺や壁面にカーテンを作る、というもの。

ツル性植物を利用した緑のカーテンは、熱のエネルギーの遮断効果、葉の気孔からの水分蒸散により、日差しを和らげてくれるだけでなく室温の上昇も抑えるほか、騒音の低減効果なども確認されている。

【ら】

ライセンス商品（環境関連のもの）：

ライセンスの使用料を支払うだけでなく、商品の販売を行うことで、間接的に自然保護活動を支援して頂く付加価値のついたもの。商品に一つの特性として社会貢献性を持たせたもの。

ライフサイクルコスト：

製品やサービス、施設、建造物などを製造、利用するときに、構想・企画・研究開発、設計、生産・構築、調達、運用・保全、廃却のすべてにわたって発生するトータルコストのこと。

ラムサール条約湿地：

1971年に開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」をラムサール条約といい、条約加入国が国際的な基準に従って登録した湿地を「ラムサール条約湿地」という。

加東市環境基本計画及び行動方針

発行 兵庫県加東市
平成23年3月
〒679-0292 兵庫県加東市下滝野1269番地2(滝野庁舎)
TEL 0795-48-3001(代表)

編集 加東市 市民安全部 生活課
協力 株式会社ウエスコ